

監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「法人」という。)の令和元事業年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、副理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席して、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。このうち従たる事務所における調査については、令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部について実地監査をテレビ会議システム等による監査に代替した。

なお、期初に定めた監査計画においては、リスクフォーカスする個別事項として

- ① 平成30・令和元年度に新設・改組した組織の運営状況
- ② 「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」及び「スマート農業加速化実証プロジェクト」への対応状況
- ③ 改訂後事業報告書ガイドライン及び同独立行政法人会計基準への対応状況を設定した。

また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)並びに事業報告書(会計に関する部分)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

Ⅱ 監査の結果

1 法人の業務の実施状況についての意見

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。平成30年4月1日に就任した法人の長の強力なリーダーシップの下、業務運営の全体最適を目指した各種改革が進展している。令和元年度においては、戦略に基づいた研究計画の策定とこれに従った研究課題推進のマネジメント等を担当する企画戦略本部を平成31年4月16日に、研究センター等から管理部門、技術支援部門を分離・一元化した管理本部を令和元年11月1日にそれぞれ創設する等、機能性向上のための組織再編がなされている。企画戦略本部においては、予算マネジメント、研究課題推進マネジメントの改善等、約1年の間に一定の実績が積み重ねられていると判断する。令和2年度は、企画戦略本部に設置された準備室を中心とする第5期中長期計画(令和3年度から5年間)の検討、管理本部の機能の十全な発揮を通じた業務の徹底的な合理化・効率化、組織内連携の一層の強化と一体感の醸成が課題となるものと認識する。

2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

- (1) 内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- (2) 農業・食品分野で科学技術イノベーションを創出し、「農業の産業としての自立」に貢献するとの組織目標について、各種会議・打合せの場で、法人の長が自らの言葉で繰り返し説明することで組織への浸透が図られているものと認識する。
- (3) 業務運営に際しては、各役職員の責任と権限を明確にした形で指示が出され、業務執行がなされている。また、令和元年度に27回開催された役員会での議論を通じて法人の長の意思決定の補佐機能と牽制機能が果たされていると認識する。
- (4) 予算、収支計画及び資金計画の執行については、役員会と予算委員会により適切な予算配分と執行管理を行う体制が定着していると認めるが、より一層の最適化・効率化を期待する。
- (5) 「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」及び「スマート農業加速化実証プロジェクト」(計69件)については、概ね順調に実施されていると判断するが、令和2年度も課題が追加されているので、事業量の増加に適切に対応することが必要である。
- (6) 労働災害については、今年度は毎月開催している「安全衛生月例報告会」の体制を拡充し、労働災害防止のための有効な情報共有の推進を図る等の強化策が講じられ、平成30年度に比べて発生件数が減少している。

(7) 令和2年度は、元年度の組織再編に対応した内部統制システムの整備、運用の改善、内部統制委員会の活性化、各種モニタリング機能の強化を図ること等により、更なる内部統制の強化に繋げることが課題であると認識する。

3 法人の役員の職務の遂行について

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた
監査事項についての意見

1 給与水準の状況

給与水準については、事務・技術職員及び研究職員のいずれも国家公務員とほぼ同じ水準であり、妥当であると認める。なお、令和元年度におけるラスパイレス指数(年齢勘案)は、事務・技術職員は93.9、研究職員は98.0である。

2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、契約監視委員会(外部有識者4名、監事3名)及び入札監視委員会(外部有識者3名)により必要な点検が行われ、法人の契約は会計規程等に従って適正に行われていると認める。

3 法人の長の報酬水準の妥当性

法人の長の報酬については、給与法指定職俸給表を参考として報酬水準が設定されており、他の国立研究開発法人の長の報酬との比較からも妥当であると認める。

4 保有資産の見直し

法人が保有する土地、建物等については、厳しい予算状況の中でも、常時見直しを図り、研究業務を継続する上で効率的な資産保有となるよう推進していると認める。

令和2年6月24日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

監事 中根 宏行

監事 青田 博志

監事 柏原 卓司